

コンプライアンス（法令遵守）

当行では、社会的責任と公共的使命を遂行し、地域社会の一員として揺るぎない信頼を確立していくことを目的としてコンプライアンスの強化に積極的に取り組んでおります。法令遵守に係る当行のコンプライアンス基本方針として「行動憲章」を定め、コンプライ

アンス意識の高い企業風土の構築を進めております。

コンプライアンス体制

コンプライアンスの統括部署を総合企画部とし、総合企画部担当役員がコンプライアンス統括責任者となり、体制の整備とコンプライアンス・マインドの醸成を図っております。本部各部および全営業店にコンプライアンス責任者を配置し、6ヵ月間の計画を立て継続的に啓蒙活動を実施しております。

また、定期的にコンプライアンス委員会を開催しているほか、必要に応じて随時招集し、法令遵守体制の充実、事務事故等の発生防止、オペレーショナル・リスクの管理について協議・検討しております。

コンプライアンス・プログラム

行内体制整備の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会で策定し、それに基づいて行員のコンプライアンス研修の実施やコンプライアンスに関する規定の整備、モニタリングの充実、検査体制の強化等を図っております。

コンプライアンス啓蒙活動

役職員の倫理・行動に関する遵守規準である「役職員行動規範」、行内体制を構築・強化するための「コンプライアンス・マニュアル」、法令違反事例等を解説した「コンプライアンスガイド」を役職員全員が所持し、コンプライアンス啓蒙活動等に活用しております。

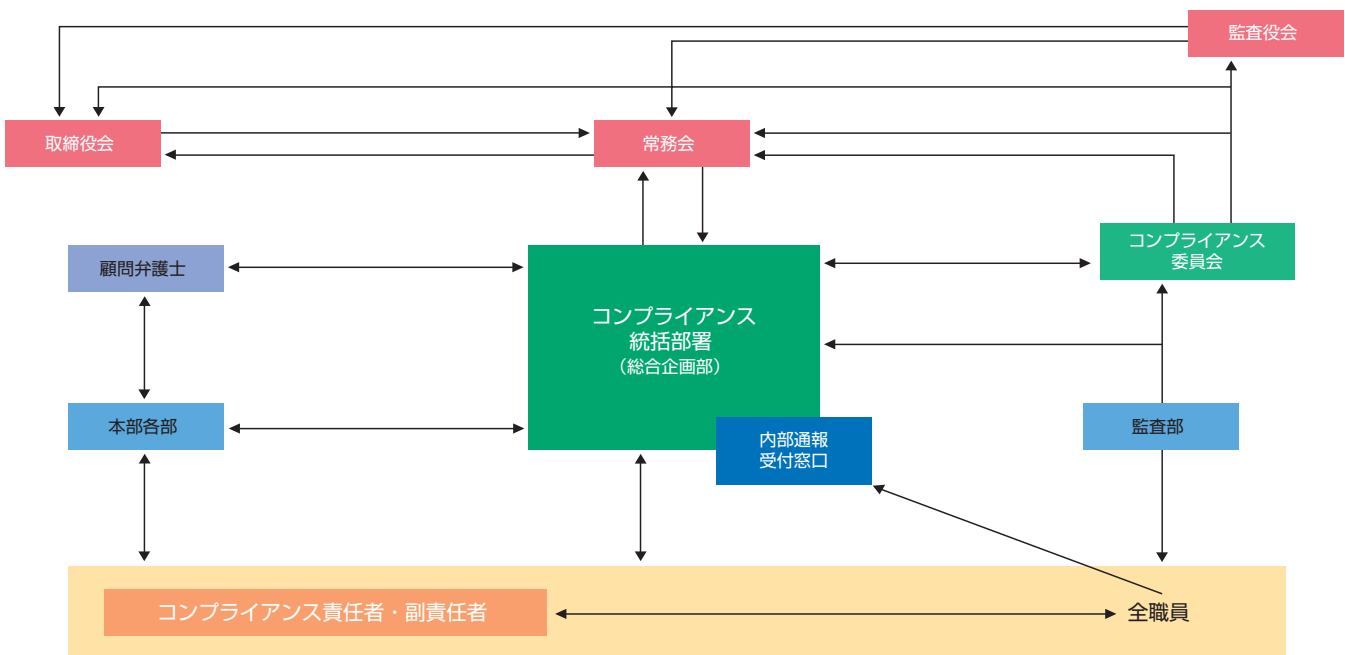
また、各種の会議、研修時のコンプライアンス講義、「コンプライアンス通信」の定期的な発行等により、教育に努めております。

内部通報制度

法令違反、倫理違反などコンプライアンス上の重大な問題が発生した場合の通報やコンプライアンスに関する相談のための内部通報制度として、行内LANやインターネットメール等による通報受付窓口を設置しております。

この制度により問題行為の早期発見と行内牽制機能の強化を図り、コンプライアンス態勢の充実に努めております。

コンプライアンス体制図



行 動 憲 章

- (銀行の公共的使命)
1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
(質の高い金融サービスの提供)
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。
(法令やルールの厳格な遵守)
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
(社会とのコミュニケーション)
 4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
(従業員の人権の尊重等)
 5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で動きやすい環境を確保する。
(環境問題への取組み)
 6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
(社会貢献活動への取組み)
 7. 銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献に取り組む。
(反社会的勢力との対決)
 8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。